

香川県条例第37号

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例及び香川県恩給条例の一部を改正する条例
 (職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年香川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその刑の<u>全部</u>の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の<u>全部</u>の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。</p>

(香川県恩給条例の一部改正)

第2条 香川県恩給条例(昭和29年香川県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通恩給又は増加恩給の停止)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 普通恩給又は増加恩給を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで普通恩給又は増加恩給を停止する。ただし、刑の<u>全部</u>の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、<u>刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(普通恩給及び増加恩給の停止)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 普通恩給及び増加恩給を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、<u>停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。</u></p> <p>3・4 略</p>

(扶助料の停止)

第54条 扶助料を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで扶助料を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降は停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。

2 前項の規定は、禁錮以上の刑に処せられてその執行中の者又はその執行前にある者に扶助料を支給しなければならない事由が発生した場合に準用する。

(扶助料の停止)

第54条 扶助料を受ける者が3年以下の懲役又は禁この刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった月まで扶助料を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、停止しない。その言渡を取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった月まで停止する。

2 前項の規定は、禁こ以上の刑に処せられ刑の執行中の者又はその執行前にある者に扶助料を支給しなければならない事由が発生した場合に、準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。